

別表（第2条、第4条関係）

区 分	経 費	交 付 率		重要な変更	
		国庫交付金	県 費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>強い農業づくり総合支援交付金</p> <p>1 農業・食品産業強化対策整備交付金</p> <p>産地基幹施設等支援タイプ</p> <p>(1) 産地競争力の強化</p>	<p>交付事業者等が、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 事業費</p> <p>(1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進          土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥料利用</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備          (ア) ほ場整備          (イ) 園地改良          (ウ) 優良品種系統等への改植・高接          (エ) 暗きょ施工          (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備          (ア) 飼料作物作付条件整備          (イ) 放牧利用条件整備          (ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備          (ア) 育苗施設          (イ) 乾燥調製施設          (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設          (エ) 農産物処理加工施設          (オ) 集出荷貯蔵施設          (カ) 産地管理施設          (キ) 用土等供給施設          (ク) 農作物被害防止施設          (ケ) 生産技術高度化施設          (コ) 種子種苗生産関連施設          (サ) 有機物処理・利用施設          (シ) 油糧作物処理加工施設          (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備          (ア) 畜産物処理加工施設          (イ) 家畜市場          (ウ) 家畜飼養管理施設          (エ) 自給飼料関連施設          (オ) 家畜改良増殖関連施設          (カ) 畜産周辺環境影響低減施設          (キ) 畜産副産物肥料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p> <p>(2) 産地合理化の促進          ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用          イ 集出荷貯蔵施設等再編利用          ウ 農産物処理加工施設等再編利用          エ 食肉等流通体制再編整備</p>	<p>1 / 2 以内          (1 (2)オ及びカは 1 / 3 以内)          ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1-I「交付率」に記載されている別記1に定める場合にあつては別記1に定める率又は額以内とする。</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業費の20%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の20%を超える減</p>	

	<p>オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化  カ 乳業再編等整備  (ア) 効率的乳業施設整備  (イ) 集送乳合理化推進整備  (ウ) 需給調整拠点施設整備</p> <p>2 附帯事務費  (1) 市町村附帯事務費  市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	1 / 2 以内			
(2) みどりの食料システム戦略の推進	<p>みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の推進に必要な以下の施設の整備又は改修等が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備  (ア) ほ場整備  (イ) 園地改良  (ウ) 優良品種系統等への改植・高接  (エ) 暗きょ施工  (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備  (ア) 飼料作物作付条件整備  (イ) 放牧利用条件整備  (ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備  (ア) 育苗施設  (イ) 乾燥調製施設  (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設  (エ) 農産物処理加工施設  (オ) 集出荷貯蔵施設  (カ) 産地管理施設  (キ) 用土等供給施設  (ク) 農作物被害防止施設  (ケ) 生産技術高度化施設  (コ) 種子種苗生産関連施設  (サ) 有機物処理・利用施設  (シ) 油糧作物処理加工施設  (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備  (ア) 畜産物処理加工施設  (イ) 家畜市場  (ウ) 家畜飼養管理施設  (エ) 自給飼料関連施設  (オ) 家畜改良増殖関連施設  (カ) 畜産周辺環境影響低減施設  (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	1 / 2 以内			

<p>卸売市場等支援タイプ</p> <p>(1) 食品流通の合理化</p>	<p>交付事業者等が、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 事業費</p> <p>(1) 食品流通拠点施設整備の推進</p> <p>品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場統合・連携促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備</p> <p>ア 売場施設 イ 貯蔵・保管施設 ウ 駐車施設 エ 構内舗装 オ 搬送施設 カ 衛生施設 キ 食肉関連施設 ク 情報処理施設 ケ 市場管理センター コ 防災施設 サ 加工処理高度化施設 シ 選果・選別施設 ス 総合食品センター機能付加施設 セ 附帯施設 ソ アからセまでの施設内容に準ずる施設 タ 共同集出荷施設</p> <p>2 附帯事務費 市町村附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>4 / 10 以内</p> <p>ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1-Ⅱ「交付率」に記載されている別記2に定める場合にあつては、別記2に定める率以内とする。</p> <p>1 / 2 以内</p>		<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減</p> <p>2 卸売市場法第72条第1項に基づく法律補助として交付された額とそれ以外の相互間における流用</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業費の20%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の20%を超える減</p>
<p>令和4年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策事業</p> <p>(1) 産地競争力の強化</p>	<p>交付事業者等が、令和4年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に係る経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 共同利用施設の整備</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 農業廃棄物処理施設 (コ) 生産技術高度化施設</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、助成対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合の国の交付額は、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下のとおりとする。</p> <p>ア 再整備</p> <p>(ア)～(ウ)のいずれか低い額を国庫補助費の上限とする。</p> <p>(ア)助成対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象経費に1/2を乗じて得た額から、園芸施設共済のうち特定園芸</p>	<p>1 / 10 以内</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業費の20%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の20%を超える減</p>

- (サ) 種子種苗生産関連施設
- (シ) 有機物処理・利用施設
- エ 畜産物産地基幹施設整備
  - (ア) 畜産物処理加工施設
  - (イ) 家畜市場
  - (ウ) 家畜飼養管理施設
  - (エ) 自給飼料関連施設
  - (オ) 家畜改良増殖関連施設
  - (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
  - (キ) 乳業工場（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のIIのII-2の第1の6(1)及び(2)の施設をいう。）

施設及び付帯施設の被災に係る支払共済金に1/2を乗じて得た額を差し引いて得た額

(イ)助成対象施設が園芸施設共済に加入していない場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象経費に1/2を乗じて得た額から、助成対象経費に助成対象施設の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率(園芸施設共済共済価額設定準則を定める件(平成30年3月28日農林水産省告示第655号)別表1の時価現有率をいう。)並びに4/10(園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に1/2を乗じて得た額)を乗じて得た額を差し引いて得た額

(ウ)助成対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設及び付帯施設の被災に係る支払共済金並びに地方の支援措置を控除して得た額

イ 解体等

(ア)～(ウ)のいずれか低い額を国庫補助費の上限とする。

(ア)助成の対象となる解体等施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に1/2を乗じて得た額

(イ)助成の対象となる解体等施設が園芸施設共済に加入している場合には、(ア)の助成金の額から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用にかかる支払共済金に1/2を乗じて得た額を控除して得た額

(ウ)助成対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金並びに地方の支援措置を控除して得た額

	<p>2 附帯事務費 市町村付帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	1 / 2 以内			
(2) 食品流通の合理化	<p>交付事業者等が、令和4年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 事業費 (1) 卸売市場施設整備 ア 売場施設 イ 貯蔵・保管施設 ウ 駐車施設 エ 構内舗装 オ 搬送施設 カ 衛生施設 キ 食肉関連施設 ク 情報処理施設 ケ 市場管理センター コ 防災施設 サ 加工処理高度化施設 シ 総合食品センター機能付加施設 ス 附帯施設 セ アからスまでの施設内容に準ずる施設</p> <p>2 附帯事務費 市町村付帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>1 / 3 以内 ただし、中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場をいう。）における卸売市場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては、1 / 2 以内とする。</p> <p>1 / 2 以内</p>	1 / 10 以内	<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減</p> <p>2 卸売市場法第72条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業費の20%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の20%を超える減</p>
産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	<p>交付事業者等が、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p>			<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費相互間の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 交付事業者等の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
1 国産農作物生産基盤強化等対策事業費補助金	<p>1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等</p> <p>(2) 整備事業 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設</p>	<p>1 収益性向上対策 (1) のアの事業 導入する農業機械等の本体価格の1 / 2 以内とする。</p> <p>(1) のイの事業 1 / 2 以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別表2のI基金事業の1 (1) のイの「補助率」に定める場合にあっては、定める率又は額以内とする。</p> <p>(2) 整備事業 1 / 2 以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別表2のII整備事業の1の「補助率」に定める場合にあっては、定める率又は額以内とする。</p>			

<p>2 園芸生産拠点育成支援事業</p>	<p>ク 農産物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設</p> <p>(3) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p> <p>2 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 市町村が1 (2) の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>1 生産拠点育成整備事業 産地生産基盤パワーアップ事業及び風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業を活用して導入する栽培用施設及び付帯設備、機械導入等に係る経費について市町村とともに支援する。</p> <p>2 生産拠点推進事業 生産拠点を育成するために必要な会議及び研修会の開催、調査等に係る経費</p>	<p>(3) 効果増進事業 定額 (1/2 相当)</p> <p>2 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p>	<p>1/10 以内</p> <p>定額</p>		
<p>園芸産地における事業継続強化対策補助金</p> <p>1 園芸産地における事業継続強化対策補助金</p>	<p>交付事業者等が、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に係る経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に係る経費</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2 以内</p>			<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 取組主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

(注) 「区分」欄の1は国の補助金名を、(1)、(2)は国政策目的名を表す。